

令和4年第12回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月26日（月）
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員18人
4. 出席委員 （17人）

会 長	1 番	岩 崎	信 一 郎						
会長代理	2 番	松 本	千 代 治						
委 員	3 番	山 口	隆	4 番	谷 脇	文 弘	6 番	津 口	祐 二
	7 番	岸 本	六 郎	8 番	白 石	幸 憲	9 番	福 田	務
	10 番	葉 山	諭	11 番	（ 欠 員 ）		12 番	浦 口	大 輔
	13 番	辻 尾	政 幸	14 番	朝 長	久 夫	15 番	宮 崎	壽 治
	16 番	水 嶋	政 明	17 番	葉 山	静 子	18 番	知 念	近 海
	19 番	田 中	初 治						
5. 欠席委員（1人）

5 番	松 崎	常 俊
-----	-----	-----
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第55号 農地利用集積計画の決定について
議案第56号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第57号 非農地通知の対象とすることの決定について
承認審議 土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について
報告事項 農地転用許可不要案件届について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主査：谷内 美佳
主事：松尾 唯
8. 会議の概要

事務局 只今から令和4年西海市農業委員会第12回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員18名中17名で、定足数に達しておりますので総会

は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、16番：水嶋委員、17番：葉山委員にお願いいたします。

議長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番について説明いたします。資料は2頁をお願いします。申請地は、西海町横瀬郷字ハクタイの畑で、合計2筆1,081㎡となっています。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、譲り受け人は、西海町横瀬郷在住の方で、事由は「譲り受け人の経営規模拡大に伴い、許可があり次第、売買による所有権の移転を行うもの。」となっています。権利内容は「所有権移転 売買」です。

3頁をご覧ください。黄色で塗られたところが、今回の申請地です。添付資料は、1頁に位置図、3頁に付近近況図、4頁に現況写真、5頁に字図、6頁に航空写真を添付しています。申請地は、譲り受け人の自宅から車で約5分以内のところにある状況です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました1番につきまして、13番委員、補足説明をお願いします。

13番 13番委員です。先日、譲り受け人に会って現地を確認して参りましたが、譲り受け人は、会社勤めを定年退職し、現在、6頁の写真の申請地に隣接する鉄工所を親族が営んでおり、そこに手伝いに行きな

がら、農業もやっておられるということでした。申請地で野菜を作ってみようということで今回の申請になったと聞いておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 53 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 53 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 54 号の 1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番について説明いたします。資料は 7 頁をお願いします。物件の所在は、大瀬戸町瀬戸東濱郷字アイトリの畑、1 筆 360 m²の申請となっております。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、譲り受け人は、大瀬戸町瀬戸東濱郷の法人です。使用目的は「駐車場」です。事由は「不足する本社従業員の駐車場用地として整備するため、許可があり次第、売買による所有権の移転を行うもの。」となっており、15 頁の計画図のとおり、駐車場 4 区画分を整備する内容となっております。権利内容は「所有権移転 売買」です。また、農振農用地の除外については、今回の全体見直しで済んでいます。

11 頁の字図をご覧ください。黄色で塗られたところが、今回の申請地です。写真を写した方向を青い矢印で示しており、10 頁の現況写真の撮影方向となります。添付資料は、7 頁から 15 頁までで、7 頁に位置図、9 頁に付近近況図、10 頁に現況写真、11 頁に字図、12 頁に航空写真を添付しています。13 頁に被害防除計画書、14 頁に駐車場の利用計画書、15 頁に駐車場利用計画図を添付しています。13 頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、土地は現状のまま利用する。また、周辺農地への営農条件に支障を生じさせない措置としては、現状のまま利用しても、本申請地が周辺の農地より低い位置にあるので、特段被害を及ぼす恐れはないとなっております。

11 頁の字図及び 12 頁の航空写真をご覧ください。申請地は、道路

や宅地に囲まれた、農業公共投資の対象となっていない孤立した農地
が点在した地域にありますので、第2種農地と判断します。事務局か
らの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました1番につきまして、7番委員、補足説明
をお願いします。

7 番 7番委員です。この件については12月14日に、事務局から申請書
類の受理について連絡があり、地元推進委員と法人の代表者とともに、
現地確認をいたしました。代表者の話では、許可が下り次第、駐車場
として利用したいということでありました。周辺の畑は全部耕作放棄
されており、ここを駐車場として利用するということになっても、迷
惑がかかるということもなく、何ら問題はないと思っております。よ
ろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第54号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

17番 17番委員です。被害防除計画書の中で、「隣接農地に支障を生じさ
せる」となっていますが、これはもしかしたら「生じさせない立地で
ある」ということではないのかと思いますが。

事務局 おっしゃる通りです。「生じさせる立地ではない」と書きたかったと
思われますが、単純な書き間違いだと思われますので、訂正したもの
を受付けし直して、県にもそれを提出します。申し訳ありません。

議 長 他に意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませ
んか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」
の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第54号の2番について、事務局から説明をお願い
します。

事務局

第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番について説明いたします。資料は 16 頁をお願いします。物件の所在は、西彼町大串郷字クワンガ崎の畑で、1,164 m²のうち、一部 486.84 m²を転用する申請となっています。参考までに、20 頁に分筆の地積測量図を添付しています。左側の仮地番 1517 の 2 が転用する部分の 486.84 m²です。右側はそのまま農地として残ります。借り受け人・貸し渡し人については、議案書記載のとおりで、借り受け人は、西彼町大串郷在住の方です。使用目的は「一般住宅の建設」です。事由は「借り受け人は現在アパート暮らしをしており、今回、父親である貸し渡し人所有の申請地に 自宅の新築を計画するもの」です。権利内容は「使用貸借権の設定 永年」です。

19 頁の字図をご覧ください。黄色で塗られたところが、今回の申請地です。写真を写した方向を青い矢印で示しており、18 頁の現況写真の撮影方向となります。添付資料は、7 頁及び 16 頁から 25 頁までで、7 頁に位置図、17 頁に付近近況図、18 頁に現況写真、19 頁に字図、20 頁に地積測量図、21 頁に航空写真を添付しています。22 頁に被害防除計画書、23 頁に土地利用計画図、24 頁に立面図、25 頁に平面図を添付しています。22 頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、土地は現状のまま利用し、表面の整地程度とする。隣接農地との境界にはブロック塀を施工する。排水については、雨水は、水路に放流し、生活雑排水は下水道に排水する。周辺農地への営農条件に支障をきたさない措置として、北側の水田への日照に影響が無いよう、北側境界から十分距離を置いて建築する。通風等に影響が無いように高さを加減する、となっています。19 頁の字図と 23 頁の土地利用計画図の両方をご覧ください。分筆する部分のちょうど中央部分に 2 階建てを新築する計画となっており、下水や水道などについては、南側の畑に暗渠で繋げ、排水や上水を施工すると聞いています。21 頁の航空写真をご覧ください。申請地の右側（南側）に貸し渡し人の畑があり、その右側（南側）の宅地まで下水や上水が来ていますので、そこから畑を通して整備する予定です

申請地は、宅地・原野 墓地・境内地に囲まれた、大串郷の半島一帯に広がる畑や水田地帯の中に位置しますが、10ha 未満の農業公共投資の対象となっていない孤立した農地が点在した地域と言えますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長

ただいま説明がありました 2 番につきまして、2 番委員、補足説明をお願いします。

2 番

2 番委員です。昨日 25 日に地元推進委員 2 名と一緒に、3 人で現場を見て参りました。まず初めに、21 頁の航空写真でもわかると思いま

すが、申請地は水田地帯の中にあり、周りには家屋が建っていません。そういった場所に、家を建てるということで、申請者本人を交えて慎重に話をしました。現在のアパート暮らしが手狭となり、実家の近くに家を建てるということで、今回の申請となったそうです。建設に当たっては、隣接する水田の日照条件等に悪影響が出ないように、後ろ側に寄せて建てること、その他くれぐれも隣近辺の水田、あるいは畑を所有しておられる方々へ十分な配慮をされるよう、お願いを致しましたので、問題は生じないものと判断して参りました。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 54 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。資料は、26 頁です。「議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。」となっています。27 頁をご覧ください。農用地利用集積計画集計表で、今回は、合意解約分、一括方式分の集計表です。合意解約分は 28 頁にありますように、4 筆 5,064 m²、合計については 28 頁の一番下に集計しています。また 27 頁の集計表の中段にも記載しています。今回の解約は、賃貸人の都合による解約です。一括方式分は、30 頁までで、県公社借りに係る使用貸借権賃借権設定です。再契約 7 戸 19 筆 28,948 m²が今回の集積計画となっています。

農業経営基盤強化促進法第 18 条（第 1 項）の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質

疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 続きまして、議案第 56 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料の 31 頁をお願いします。議案第 56 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める、となっています。資料は 31 頁から 42 頁までです。32 頁をご覧ください。32 頁は、合意解約分についてです。今回は、3 か所 7 筆分の解約です。1・2 番は土地所有者の都合、3・4 番は賃借人の都合、5 番から 7 番までは、先月の総会で配分が承認済みであります。県の農業振興公社等の事務処理の関係で、順番が前後したものであります。33 頁は、従来分についてで、小迎地区の基盤整備に係るものです。資料は 33 頁から 35 頁までです。各借り手の経営状況を 37 頁から 39 頁に添付しています。3 名とも小迎郷在住の方で、果樹を栽培しています。以上、総計 71 筆 65,981 ㎡の従来分の配分計画となっております。

一括分に移ります。資料は 36 頁から 49 頁です。今回、全て再契約の物件で、西彼町の物件となります。今回は 3 件、19 筆、面積合計 28,948 ㎡の一括分の配分計画となっております。借り手の耕作農業経営状況については、37 頁から 39 頁に添付しています。下岳郷の法人は果樹および施設栽培、下岳郷の個人は施設栽培および水稻、喰場郷の法人は施設栽培を行っています。また、各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 議案第 56 号の通常分 1 番から 71 番につきまして、10 番委員、補足

説明をお願いします。

- 10 番 10 番委員です。12 月 24 日に、地元推進委員、それから南風崎組合の役員と 3 名で、現場の確認をいたしました。1 番他の借り手につきましては、南風崎地区基盤整備のメンバーでありまして、頂上から西海川内方向の斜面が第 2 期ということになりますが、来春定植に入るといことで、今回中間管理機構を通して貸借の契約を結ぶということでした。既に圃場も、若干草は生えていましたが、来春植え込みができるようにきれいに整備がなされていました。基盤整備事業といことで筆数が多いわけですが、借り手に、これはどのように植栽をされるのかを聞いてみたところ、白崎組合の皆さん方とシルバー人材センターの方々が支援をされるということなので話がついていきますので、植栽については、スムーズに進むものと思っています。また借受け面積につきましては、基盤整備事業ですから 2 ha や 3 ha という大きな面積になっていますが、これにつきまして、法面まで入った面積ということであり、実際に植栽をされる面積ではないということでもありますので、お知らせをしておきます。他の借り手についても、同様でありますので、以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 続きまして一括分 1 番から 7 番の補足説明を、12 番委員をお願いします。

- 12 番 12 番委員です。12 月 23 日に、地元推進委員の方々と一緒に法人代表者と面談をしてきました。まず 36 頁の中山郷の 5 筆ですが、現在ミカンの栽培をされており、引き続き再契約ということでした。それから下岳郷の 2 筆ですが、ここは、地主がもともとアスパラのハウスをされていたところですが、そこを当法人が借受けて、施設をそのまま利用し、今現在はサツマイモの苗を育てておられるということでした。当法人は今現在全体で 17ha という規模で栽培をされています。経営上、問題ないかと思しますのでよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして一括分 8 番から 19 番の補足説明を、6 番委員をお願いします。

- 6 番 12 月 25 日に、現地を見てきました。まず、8 番から 11 番の借り手はブドウを主体に栽培されておりまして、その合間に、市内各地でハウス建設も手掛けておられます。後継者もいまして、普段はお父さんが、ブドウの面倒を見ていますが、忙しい時期は、親子 3 代で一緒になって、頑張っておられます。この 8 番と 9 番が、ブドウのハウスです。10 番と 11 番では水稻を栽培しています。続きまして喰場郷の法人で

すが、ここは以前、近辺の観光施設等にチューリップの苗等の花苗を納めていた農家さんが6軒ほどまとまって、一緒に花苗等を栽培する組織をつくろうということで始まったところになります。現在は社員2名と、常用パートさん4名を雇って、福岡、久留米、長崎の花市場や、佐世保市、西海市の造園業者への納品のほか、市の入札にも参加するなどして、主に花苗・野菜苗を生産されています。どちらも、今後まだずっと続けていく見込みであり、頑張っておられますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第56号の従来分・一括分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

14番 14番委員です。この小迎地区の基盤整備で契約年数が4年から9年と幅がありますが、基盤整備にかかる契約でなぜこのように幅があるのかと疑問に思いますが、いかがでしょうか。

12番 12番委員です。契約年数の件で質問がありましたが、これについては相続が発生している部分と発生していない部分で、契約年数の違いが出てきておりまして、相続が発生している部分について、賃借権そのものは、相続権者の過半数の同意で成立します。ただし契約年数が、5年以下という規定があるために、初回の契約ではどうしても年数に差が出てくるということになります。いずれにしましても、相続の手続を同時に進めておりますので、最終的な確定測量後の再契約については、ミカン栽培ということもあり、15年から20年程度で進めていきたいと考えております。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに質問等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第56号「農地中間管理事業利用配分計画（案）」に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第57号「非農地通知の対象とすることの決定につ

いて」の通常分を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

資料 43 頁をお願いします。西海町太田和郷の土地 1 筆と大島町の 2 件計 3 筆の位置図です。議案第 57 号非農地通知の対象とすることの決定について、を説明します。3 件 4 筆 4,785 m²が今回通常分として計上されています。1 番の西海町太田和郷の物件は、45 頁に付近近況図、46、47 頁に現況写真、48 頁に字図、49 頁に航空写真を添付しています。46、47 頁の現況写真を見てください。申請地は、雑木や雑草が生い茂っていませんが、現地で確認したところ、日照が悪く、雑木や雑草が生えない状況で農地として再生できないと判断しました。

2 番 3 番の説明を行います。大島町の徳万地区の物件です。50 頁に付近近況図、51 頁に現況写真、52 頁に字図、53 頁に航空写真を添付しています。51 頁の現況写真を見てください。申請地は、永年、耕作されず放置され、雑草が生い茂っており、また畑としては、面積が狭小で経営に適した畑ではないと判断します。資料 44 頁の 4 番の説明を行います。本物件も大島町の徳万地区にある、登記地目が田の物件です。54 頁に付近近況図、55 頁に現況写真、56 頁に字図、57 頁に航空写真を添付しています。55 頁の現況写真を見てください。申請地は、永年、耕作されず放置され、雑木や雑草が生い茂っています。現場を見る限り、特に支障はないと判断します。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長

それでは、1 番の補足説明を、17 番委員をお願いします。

1 7 番

17 番委員です。12 月 21 日に 5 番委員と一緒に現地を見に行きました。写真でお分かりのように、畑自体は草刈りを丁寧に行っていたようで、あんまり雑草は高くはなっていませんでしたが、先ほど説明がありましたように、南側・東側・西側は周辺の木が高く茂っていました。空いているのは北側ぐらいでしたので、畑になる部分に、ほとんど日が射さないような状態でした。それで、ここで何かをつくるとしてもうまく育たないと思われまますので、非農地としても、致し方ないであろうということで見えてまいりました。よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、2 番から 4 番の補足説明を 16 番委員をお願いします。

1 6 番

16 番委員です。12 月 7 日に、事務局職員と、この 2 箇所の現場を確認してまいりました。最初の 2 番 3 番の部分は、先ほど事務局からも説明がありましたように、本当に猫の額というぐらいの狭さですし、

アプローチの道が全くなくて、しかも、もう 1 段高い所でなければ、機械等も入れることも出来ないという現状でした。よって、非農地にするには何も差し支えないと思っております。

4 番については、ここのちょっと下には少し耕作をされているような畑もありましたが、限界集落といえますか、この地区ほとんど家が空き家になり始めまして、耕作する人がいないということで、こちらのほうも非農地にすることに何の支障もないと思いますので、皆さん、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 57 号の通常分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございせんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 57 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分 1 番から 4 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 57 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 引き続き、同意書分 10 件・34 筆 18,067.38 m² について、審議をいただきたいと思います。資料は 58 頁からです。土地の所在、地目、面積、所有者は議案書記載のとおり、59 頁からです。西彼町の物件は、番号 1 番から 2 番までの 1 件 2 筆です。西海町の物件は、3 番から 23 番までの 5 件 21 筆です。大島町の物件は、24 番から 27 番までの 3 件 4 筆。崎戸町の物件は、28 番から 34 番の 1 件 7 筆となります。資料は 58 頁に位置図、61 頁から 65 頁に配置図、66 頁から 79 頁に航空写真を添付しています。同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。当月同意書分として、10 件・34 筆 18,067.38 m² について審議をお願いします。なお、通常分と申出分の総計 13 件 38 筆 22,852.38 m² が今月の非農地通知の対象です。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 57 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 57 号の同意書分 1 番から 34 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終了です。

議 長 次に承認審議に入ります。

「土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明について」を審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 承認審議について説明を行います。追加資料として本日お配りした資料があります。85 頁の詳細がわかる資料となっております。資料は 80 頁からです。土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明についてです。西海町観音谷地区県営農村地域防災減災事業（農業用ため池整備）について、土地改良法第 3 条の規定により承認の申出があったので、承認の可否について意見を求める、となっております。内容については、土地改良法第 85 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 12 月 16 日付けで公告のあった観音谷地区県営農村地域防災減災事業（農業用ため池整備）の施工です。観音谷地区のため池整備 1 箇所、貯水量 23,300 トンの農業用ため池の改修事業で、本地区の堤の耐震不足や堤からの漏水等の改修を県営事業として行うもので、事業費を約 2 億 2 千万程度見込んでいます。81 頁に資格者名簿を掲載しております。21 件の個人から求められています。82・83 頁に対象となる土地の明細を添付しております。証明の対象となる土地の所在・地番・地目等を記載しております。現在 48 筆の所有者及び相続者・代表者・耕作者名等を記載しております。81 頁の資格者名簿と関連しています。84 頁に観音谷地区の位置図を 85 頁に観音谷ため池受益地図面を参考資料として添付しています。追加資料として、本日お配りした 1 枚もの資料が、85 頁の受益図面をわかりやすくしたもので、一番左側のため池の部分を赤く塗っています。右側に広がっている青く塗っているところが、

受益地（田んぼ）で、左から右に水の流れがあります。今回の申請は土地改良法第3条の規定に基づいた資格者として妥当かどうかの申出がなされています。それぞれの農地の所有者・権利者となっており資格者として妥当と考えていますので審議をお願いします。

議長　　ただ今、「土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について」説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

13番　　13番委員です。ため池の補修で2億2千万円の県営事業ということですが、県の補助割合はどうなっていますか。

事務局　　総事業費2億2千万円のうち、国、県、市町村、受益者それぞれの負担割合がありまして、受益者の負担は工事費等々に関しては、ほとんど発生しないものとなっています。工事費に関して市町村が大体10%程度で約2,300万。県費に関して言えば、工事費、事務費込みで約8,200万、国費に関しては約1億1,700万で、合計2億2,400万となっています。受益者に関しては、負担がない事業となっています。

13番　　私の地区のため池も10年ぐらい前から漏水しており、改修工事に1億ほどかかり、10%程度の自己負担が発生するというので、改修を見合わせた形になっています。個人負担出ないような方法があるのかなあと思ったものですから。

18番　　18番委員です。以前ため池フォーラムで、七浦堤の方から、各地のため池を視察して回ったときには、半分ぐらいは補助が出るという話でした。それと、この地権者の名簿を見ますと、実際に耕作をしている受益者は半分ぐらいしかいませんよ。それで、2億2千万もの金を使うというのは、どうかと思います。これをするならば、ため池でなくして、河川のほうから水を引いてきて、井出をしっかりとってもらえば、こんな金は、無駄だと私は思います。はい以上です。

16番　　16番委員です。82頁・83頁を見ますと、実際のところ50%以上が耕作されていないという状況で、今後地権者が、中間管理機構を使って貸し出すのか、あるいは最終的に非農地となるような状況を作るのか、そこをちょっと聞きたいと思います。実際に耕作されている方がおられますので、絶対的に承認が必要なのはわかりますが、はいそうですかとはいきませんので、そこを踏まえた上で判断をすべきだと思いますがいかがでしょうか。

事務局 事業の詳細になりますので、担当課に来てもらって、直接説明をしてもらった方がよいと思います。こちらに呼びますので、それまでの間、一旦保留とさせていただきます。

議 長 それでは、本案は一旦保留として、先に報告事項について事務局お願いします。

事務局 報告事項について説明を行います。資料は 86 頁からです。今回は、農地転用許可不要案件届の件です。今回の申請地は、西彼町小迎郷のミカン園に同園所有者が農業用倉庫 45 m²を建築するものです。88 頁に付近近況図、89 頁に現況写真、90 頁に字図、91 頁に航空写真、92 頁に被害防除計画、93 頁に立面図、94 頁に平面図を添付しています。92 頁に戻り被害防除計画の内容ですが、周辺農地に対し特段の被害を及ぼす恐れはないとなっています。雨水等の排水ですが、90 頁の字図を見てもらったらわかりますが、園所有者の宅地内に水路を施工して、倉庫からの雨水の排水については、水路に接続して排水するものとなっています。以上を総合的に勘案し、特段問題ないというふうに判断いたしまして許可不要案件届を受理しております。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今の報告について、皆さんから何かございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようですので、承認議案の担当者が来るまで 5 分間休憩とします。
《5 分休憩》

議 長 それでは協議を再開いたします。承認審議の三条資格者証明についてですが、説明をもうちょっと詳しくしてほしいということで、お願いをしていたところでございますのでよろしくお願いします。

担当者 皆さんこんにちは。農林緑推進課の担当です。よろしくお願いします。今回の改修工事ですが、まず観音谷ため池というのが、防災重点ため池というものに指定されておりまして、それが、ため池の下流部分に民家があるという理由で指定されています。今回の工事については、あくまでも農地に水をどうこうするというよりは、ため池に漏水が発生しておりまして、これが決壊した場合に、市民の方の安全が脅かされるため、それを未然に防止するというのが、本来の目的となっております。今回、このため池を使って、水を引っ張っているところ

が、受益地としては対象になりますが、本来の目的からすると、木場川沿いの民家に、決壊して水が行かないようにというのが本来の目的であります。それで堤体の工事をする上で、このような金額になっております。以上、本事業の説明となります。

19番 19番委員です。私もここの地権者ですけども、防災ということに関して言えば、ため池だけ改修するのじゃなくて、それ以前に水路をもっと整備するべきではないですか。ため池だけ貯めても、水路や井出が整備されていなければ、水は流れてきませんよ。また、リストをチェックしましたが、地権者の半数以上は、今現在耕作をしていません。それから、10年ほど前にため池フォーラムに参加した時には、2分の1は補助しますよということでしたけども、これは完璧に全部補助ですか。

担当者 今回の事業は、国と県、市で負担をして、地元の負担金はゼロになっております。というのが国も、近年、大雨等でため池の決壊が相次ぐ事態を踏まえ、そういったところで、国の補助事業に地元負担が伴えば、どうしてもため池の整備が遅れるということで、地元負担なしでの特例を令和12年まで継続しております。

19番 しかし、これは市のある程度の負担もあるでしょうから、それについては無駄じゃないかなと私は思いますが。以前は地元負担があったけれども、今現在はなくなったのでやりますよ、ということですか。

担当者 今防災重点ため池に指定されているため池については、全てについて劣化状況の調査というのをしておりまして、その結果防災工事をしたほうが良いという判定が出た分については、令和12年度までに改修を行うように進めています。

19番 これはどこのため池でもできるということですか。

担当者 防災重点ため池に指定されていればですね。ため池の下流にそういった民家があるところが、防災重点ため池というところに指定がされていまして、西海市内で、12、3か所が指定されていると思います。

議長 19番委員のおっしゃることは、農地の水源の問題に関する事であって、今の担当者の説明だと、水田の水路・水源というよりも、防災上の問題があるため池なので、その点に関して改修工事を行うために、こういう事業を使うという説明のようですね。

議 長 担当者に来ていただきまして、質疑応答もありましたので、大体の内容が理解いただけたかと思います。ここで承認をするか、しないかということで諮りたいと思います。よろしいですか。そしたら土地改良事業に係る土地改良法第三条の資格証明については、承認することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 異議なしということで決定してよろしいですかね。はい。そしたら「土地改良事業に係る土地改良法第三条資格者証明について」は、本委員会としては承認することに決定をいたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。その他、皆さんから何かございませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回の総会は

日時 令和5年1月25日(水) 午後2時00分から

場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室

代 理 これをもちまして西海市農業委員会令和4年第12回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 4 年 12 月 26 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人